

あつた堀川にぎわい委員会会則

(名称)

第1条 本委員会を「あつた堀川にぎわい委員会（以下、「委員会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 委員会は、区民の交流を深め、区民参加による活気とにぎわいのあるまちづくりにつなげるため、「堀川周辺にぎわいイベント」や区の歴史・文化のPRについて検討、企画、実施をすることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる地域団体・ボランティア・NPO・企業・公募その他委員会が定める者をもって構成する。

(役員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
 - 2 委員長は、委員の中から互選する。
 - 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した順序で、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、全委員をもって構成し、第2条に規定する目的を達成するための審議を行う。

- 2 会議は、委員長が召集し、議長は委員の互選によりこれにあたる。
- 3 会議は、全委員の過半数の出席を要するものとする。
- 4 会議は、出席委員の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委員会が解散するまでの期間とする。

- 2 委員が、別表に掲げる団体の委員でなくなった等の場合は、改めて当該団体に推薦の依頼を行うものとする。ただし、その場合であっても当該委員の前回経験者としての在任を妨げない。

(会則の改正)

第8条 会則の改正は、会議において承認を得るものとする。その場合は、全委員の過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、熱田区役所に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、当分の間、熱田区区政部地域力推進課が行う。
- 3 事務局に関する事項は、委員長が別に定める。

(その他必要な事項)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が副委員長に諮ってこれを定める。

附 則

この会則は、平成13年3月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月28日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年10月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

熱田区女性協議会	・ ・ ・ 1 名
熱田区子ども会育成連絡協議会	・ ・ ・ 1 名
熱田区老人クラブ連合会	・ ・ ・ 1 名
熱田区小中学校 P T A 連絡協議会	・ ・ ・ 2 名
熱田区芸能連盟	・ ・ ・ 1 名
熱田区スポーツ推進委員連絡協議会	・ ・ ・ 1 名
熱田区商店街振興組合連合会	・ ・ ・ 1 名
NPO 法人堀川まちネット	・ ・ ・ 2 名
ボーイスカウト	・ ・ ・ 1 名
熱田史跡ガイドの会	・ ・ ・ 1 名
前回経験者	・ ・ ・ 若干名
公募	・ ・ ・ 若干名